

平成 31 年 2 月 20 日  
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について（案内）

昨年 12 月 14 日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

記

1 日時

平成 31 年 3 月 19 日（火曜日） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで  
（受付開始：午後 1 時 15 分から）

2 場所

東京都庁第一本庁舎 5 階 大会議場  
（新宿区西新宿 2－8－1）

3 説明会に御参加いただける方

- （1）在留資格「特定技能」による受入れを希望される都内所在の企業・団体・個人の方
- （2）改正入管法に規定する「登録支援機関」となることを希望される都内所在の企業・団体・個人の方

4 説明会日程（予定）

- （1）午後 2 時から午後 2 時 45 分まで  
「制度全体の概要説明について」
- （2）午後 2 時 45 分から午後 3 時 45 分まで  
「分野別の個別説明について」（出席省庁については調整中）
- （3）午後 3 時 45 分から午後 4 時 30 分まで  
「質疑応答」